

**宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく
規制区域（案）に対するご意見と県の考え方**

○意見募集期間：令和6年12月13日（金）から令和7年1月17日（金）まで

○意見内容：2名より2件のご意見をいただきました。

番号	該当箇所	ご意見	ご意見に対する考え方
1	規制区域（案）	<p>規制区域の概要では、 宅地造成等工事規制区域 市街地や集落、その周辺などのエリア 特定盛土等規制区域 市街地や集落などから離れているエリア となっております。</p> <p>霞コンビナートは周囲を海で囲まれた出島であり、市街地や集落などから離れているエリアですが、規制区域（案）では「宅地造成等工事規制区域」となっております。当該区域は「特定盛土等規制区域」が妥当ではないでしょうか。</p>	<p>国の基礎調査実施要領(規制区域指定編)では、宅地造成等工事規制区域の対象する区域を「都市計画区域」としております。</p> <p>このことから、本県における「都市計画区域」の指定状況を鑑み、都市計画区域内の市街化区域等を「宅地造成等工事規制区域」と指定する予定です。</p> <p>当該区域は「市街化区域」のため、規制区域としては「宅地造成等工事規制区域」となります。</p>
2	その他 (規制区域の検索方法)	<p>指定区域が示されたところですが、GIS等を使ってより詳細に検索できる方法はあるのでしょうか。</p>	<p>詳細な規制区域については、県のHP等に公開するほか、別途参考としてM-GISにて閲覧可能とする予定です。</p>